

指定訪問看護事業（設置・整備資金）の融資額の算定方法

（1）算定方法の概要

- ▶ 指定訪問看護事業に係る設置・整備資金の算定については、所要額（開設等に必要の新築資金、増改築資金及び機械購入資金を包括した事業資金）に融資率を乗じる方法となります。（土地取得資金は除きます。）

$$\text{所要額} \times \text{融資率 (80\%)}$$

- ※ 補助金等がある場合は、所要額から補助金を差し引いた額と所要額に融資率を乗じた額のいずれか低い額となります。
- ※ 機械購入については、一品の価格が10万円以上のものに限りです。

（2）限度額

- ▶ 指定訪問看護事業に係る設置・整備資金 500万円

（3）融資額の計算例

設置・整備名	金額
1. 事業開設等に係る建物改築費	5,000千円
2. 事業開設等に係る機械購入費	1,000千円
合計（1+2）	6,000千円

【所要額の計算方法】

$$6,000 \text{ 千円 (1+2)} \times \text{融資率 (80\%)} = \text{480万円 【ご融資額】}$$

（4）その他

- ▶ 長期運転資金については、別途算定方法がありますので、お問い合わせください。